

ご利用料金表 [生協かんだ診療所、訪問リハビリテーション]

以下の料金は介護保険の法定利用料に基づく金額であり、保険適用の場合は市区町村が交付した「介護保険負担割合証」に記された負担割合の料金をご負担いただきます。

但し、契約の有効期間中に介護保険法等の法令改正により利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用いたします。また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

	料金・加算名称	加算 頻度	利用料金※①	
			1割負担	2割負担
基本 料 金	訪問リハビリテーション費 注1：訪問時間は概ね40分以上です。20分×2回 注2：当診療所以外が主治医で且つ指示書作成の為の診療が無い 場合は減算として（ ）内の金額になります。	1回 20分毎	290円 (270円)	580円 (540円)
	サービス提供体制強化加算※②	1回 20分毎	6円	12円
加 算 料 金	短期集中リハビリテーション実施加算※③	1日	200円	400円
	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）※④	1月	230円	460円
	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）※⑤ （介護予防除く）	1月	280円	560円
	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）※⑥ （介護予防除く）	1月	320円	640円
	社会参加支援加算（介護予防除く）※⑦	1日	17円	34円
	事業所評価加算（介護予防のみ）※⑧	1月	120円	240円
	中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算※⑨	1回	基本料金の5%	
1日あたりの金額（基本料金+加算料金）		—	円	

※①各利用者の負担割合（1割または2割）に応じた額の支払いとなります。

※②訪問スタッフの中に勤続年数が3年以上の療法士がいることを示します。

※③退院（所）又は認定日から3ヶ月以内に週に概ね2回以上、集中して実施します。

※④はリハ計画の作成と定期的な見直し、及び他の事業所とケアマネを通じて連携を図り実施します。

※⑤は④に加えて家族や他事業所への指導と助言を行うとともに、リハビリ会議開催により関係者・事業所と連携を図ります。

※⑥は⑤に加えてリハビリの計画書の説明を事業所の医師が利用者又は家族に対して行います。

※⑦はリハビリの目標に家庭や社会への参加を位置づけた上で日常生活動作、及び生活関連動作を向上させ、地域へのサービスにつなげていく事が、保険制度の定める一定の基準を満たす事業所の全てのご利用者に加算されます。

※⑧は介護予防訪問リハビリテーションの効果が国の定める一定の基準を満たす場合に加算されます。

※⑨は通常の事業実施区域を越え、且つ診療所からの片道の距離が実測で7kmを越える場合に交通費として基本料金に5%が加算されます。尚、新潟県は全域が中山間地に指定されています。又、本加算は区分支給限度額管理の対象外となります。

通常の事業実施区域表 →
(長岡市の生活圏域表を参考)

長岡市 川東地区西（千手・表町・中島・神田・新町、等）
〃 東（四郎丸・豊田・坂之上・川崎、等）
〃 北（栖吉・富曾亀・山本・新組・黒条、等）